つるぼ

NAO Letter

NAO税理士法人

編集発行人
代表社員
髙井直樹
〒500-8335
岐阜市三歳町4－2－10
TEL 058(253)5411㈹
FAX 058(253)6957

9月 （長月）SEPTEMBER

18日・敬老の日
23日・秋分の日

日		10	24
月		11	25
火		12	26
水		13	27
木		14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	
月	4	18	
火	5	19	
水	6	20	
木	7	21	
金	8	22	
土	9	23	

9月の税務と労務

国　税／8月分源泉所得税の納付　9月11日

国　税／7月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　10月2日

国　税／1月決算法人の中間申告　10月2日

国　税／10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　10月2日

ワンポイント　酒類の税率見直し

10月から酒類の税率が見直されます。これは類似する酒類間の税負担の公平性を回復することなどが目的で、令和8年10月まで段階的に実施されます。今年10月の見直しでは、ビール系飲料（350mℓ）は、ビールが6.65円引き下げられる一方、新ジャンルは9.19円引き上げられ発泡酒と同額となります。

治療と仕事の両立支援

～厚労省の「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」より～

病気に対する診断技術や治療方法の進歩で、以前であれば長期間の治療に専念することが必要だったり、治療による副作用で体力的に働くことができず仕事を辞めざるを得なかった方が、一定の配慮や工夫をすれば、治療を受けながら仕事を続けられるようになってきました。

高齢化の進行に伴って、今後は職場においても労働力の高齢化が進むことが見込まれる中で、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されます。

今回は、厚生労働省がまとめた「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を基に、企業が実施する「治療と仕事の両立支援」に関し、進め方や留意点などをご説明します。

なお、治療と仕事の両立支援を進める際は、厚生労働省が開設しているサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」に、マニュアルや主治医と連絡をする際の様式例、取組事例など各種の情報が公開されていますので、こちらもご参照ください。

一　留意事項

㈠　安全と健康の確保

就労によって、疾病の増悪、再発や労働災害が生じないよう、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行いながら進めていくとよいでしょう。

㈡　労働者本人による取組

疾病を抱える労働者本人が、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止について適切に取り組むことが重要です。

㈢　労働者本人の申出

労働者本人から支援を求める申出がなされたことをきっかけに取り組むことが基本となります。本人からの申出が円滑に行われるよう、事業場内ルールの作成と周知、労働者や管理職等に対する研修による意識啓発、相談窓口や情報の取扱方法の明確化など、申出が行いやすい環境を整備することも重要です。

㈣　治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応

対象者は、入院や通院、療養のための時間の確保等が必要になるだけでなく、疾病の症状や治療の副作用、障害等によって、労働者自身の業務遂行能力が一時的に低下する場合などがあります。このため、労働者本人の健康状態や業務遂行能力も踏まえた就業上の措置等が必要です。

㈤　特性に応じた配慮

症状や治療方法などは個人ごとに大きく異なるため、個人ごとに取るべき対応やその時期等は異なるものであり、個別事例の特性に応じた配慮が必要です。

㈥　対象者、対応方法の明確化

事業場の状況に応じて、事業場内ルールを労使の理解を得て制定するなど、治療と仕事の両立支援の対象者、対応方法等を明確にしておくことが必要です。

㈦　個人情報の保護

症状、治療の状況等の疾病に関する情報は機微な個人情報であることから、労働安全衛生法に基づく健康診断において把握した場合を除き、事業者が本人の同意なく取得してはなりません。

また、取り扱う者の範囲や第三者への漏洩の防止も含めた適切な情報管理体制の整備も行いましょう。

㈧　関係者間の連携

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、次の関係者が連携することで、症状や業務内容に応じた適切な両立支援の実施

が可能となります。

① 事業場の関係者（事業者、人事労務担当者、上司・同僚、産業医など）

② 医療機関関係者（医師、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）

③ 地域で事業者や労働者を支援する関係機関・関係者（産業保健総合支援センターなど）

二 両立支援の準備

治療と仕事の両立支援を行うために取り組むことが望ましい準備事項は、次のとおりです。

㈠ 基本方針等の表明と周知

両立支援に取り組むに当たっての基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを作成し、全ての労働者に周知しましょう。両立支援の必要性や意義を共有し、治療と仕事の両立を実現しやすい職場風土を醸成していくことが大切です。

㈡ 研修等による意識啓発

両立支援を円滑に実施するため、当事者やその同僚となり得る全ての労働者、管理職に対して、治療と仕事の両立に関する研修等を通じた意識啓発を行います。

㈢ 相談窓口等の明確化

治療と仕事の両立支援は、労働安全衛生法に基づく健康診断において把握した場合を除いては、労働者からの申出を原則とすることから、労働者が安心して相談・申出を行えるよう、相談窓口、申出が行われた場合の情報の取扱い等を明確にしましょう。

㈣ 制度・体制等の整備

制度・体制等の整備例として次のようなものがあります。

① 休暇制度、勤務制度の整備
- 時間単位の年次有給休暇
- 傷病休暇、病気休暇
- 時差出勤制度
- 短時間勤務制度
- 在宅勤務
- 試し出勤制度

② 労働者から支援を求める申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理

関係者の役割と対応手順をあらかじめ整理しておくことが望ましいでしょう。

③ 関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

就業継続の可否、必要な就業上の措置及び治療に対する配慮に関しては、治療の状況や心身の状態、就業の状況等を踏まえて主治医や産業医等の医師の意見を求め、その意見に基づいて対応を行う必要があります。

④ 両立支援に関する制度や体制の実効性の確保

制度周知や研修等を行いながら実効性を確保しましょう。

⑤ 労使等の協力

衛生委員会等で調査審議するなど、労使や産業保健スタッフが連携し、取り組むことが重要です。

三 支援の進め方

治療と仕事の両立支援において、望ましいとされる進め方は、次のとおりです。

㈠ 労働者からの情報提供

両立支援を必要とする労働者が、支援に必要な情報を収集して事業者に提出します。

労働者からの情報が不十分な場合、産業医等又は人事労務担当者等が、労働者の同意を得た上で主治医から情報収集することも可能です。

㈡ 産業医等の意見聴取

事業者が、産業医等に対して収集した情報を提供し、就業継続の可否、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する産業医等の意見を聴取します。

㈢ 就業継続可否の判断

事業者が、主治医及び産業医等の意見を勘案し、就業継続の可否を判断します。

㈣ 就業上の措置等の実施

事業者が、労働者の就業継続を可能と判断した場合、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施時期等を検討・決定して、実施します。

㈤ フォローアップ等

事業者が、労働者の長期休業が必要と判断した場合、休業開始前の対応や休業中のフォローアップを行うとともに、主治医や産業医等の意見、本人の意向、復帰予定の部署の意見等を総合的に勘案し、職場復帰の可否を判断します。その上で、職場復帰後の就業上の措置及び治療に対する配慮の内容・実施事項等を事業者が検討・決定して、実施します。

休業（補償）等給付における請求時の注意点

労災保険の休業（補償）等給付は、労働者が、①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため、②労働することができないため、③賃金を受けていない、という３つの要件を満たす場合に、その第４日目から支給されるものです。

この給付を請求する期間に、次の日（「部分算定日」といいます。）を含む場合は、休業（補償）等給付請求書に「様式第８号（別紙２）」を添付して提出する必要があります（別紙２は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます）。

また、初回分の請求時だけでなく、継続分の請求の際も休業期間に部分算定日が含まれる場合は、別紙２の提出が必要です。

⑴　療養のために所定労働時間のうちその一部についてのみ労働する日

⑵　賃金が支払われる休暇（有給休暇、通勤手当等が支払われる休業日）

〈給付額の計算〉

この部分算定日については、給付基礎日額（労働基準法の平均賃金に相当する額）から当該部分算定日に対して実際に支払われた賃金を控除して得た額を基に、保険給付が行われます。

〈部分算定日の例〉

前記⑴または⑵に該当する具体例としては、以下のとおりです。

・　所定労働時間のうち、午前中は勤務して午後は通院のため休業した。

・　所定労働時間のうち、午前中は有給休暇を取得し、午後は通院のため休業した。

・　月単位で支給される賃金（例：通勤手当、住宅手当等）について日割り計算による減額がなされず、休業中も支給された。

・　複数の事業場で就業している労働者が、一方の事業場で休業し、他方の事業場で有給休暇を取得した。

海外で出産したときの給付の適正化対策

海外出産に係る出産育児一時金等の不正受給の事案が発生したことを踏まえ、令和５年５月より海外療養費等の不正請求対策・審査の厳格化が行われています。

例えば、海外出産の事実・内容について、海外での出産を担当した医療機関に照会することの同意書の提出を求めるなど、国内での傷病や出産時の支給申請時より多くの書類を求められます（支給申請と扶養認定を同時に行う場合は、省略となる場合もあります）。

また、業務命令により海外勤務等を行う被保険者から支給申請があり、海外に渡航している事実を事業主が把握している等の場合は、事業主に対して確認が行われることもあります。

スマートフォンアプリによる国民年金保険料の支払い

国民年金保険料の納付については、スマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済が利用できます。

キャッシュレス決済は、対応する決済アプリを用いて保険料を納付できるサービスです。ただし、バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書）は利用できません。

対象決済アプリは、順次追加が行われますので、利用前に日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

なお、決済方法は、以下の手順です。

①　決済アプリを起動する

※　初めて利用する方は対応する決済アプリをダウンロードし、利用者登録をします。

②　端末のカメラ機能で「領収（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを読み取る

③　決済内容を確認し、パスワードを入力